

三芳町スズメバチ等駆除費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スズメバチ等による危険を防止し、住民生活の安全を図るため、スズメバチ等の巣を駆除する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、三芳町補助金の交付に関する規則（昭和52年規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「スズメバチ等」とは、スズメバチ類、アシナガバチ類及びミツバチ類をいう。

2 この要綱において「専用住宅」とは、次に掲げる建築物をいう。

(1) 専ら人の居住の用に供する建築物

(2) 人の居住の用に供する部分の床面積の合計が当該建築物の延べ面積の2分の1以上である建築物

(補助金の交付を受けることができる者)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、町内に住所を有するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) スズメバチ等が営巣している専用住宅の居住者

(2) スズメバチ等が営巣している専用住宅又はその敷地の所有者又は管理者

(補助の対象となる経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、スズメバチ等の巣（専用住宅又はその敷地内にあるものに限る。）を駆除業者に委託して駆除した場合における当該駆除に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する費用の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100未満の額があるときは、その端数を切り捨てた額）と5,000円とを比較していずれか少ない額とする。

(事前確認)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次条の規定による申請及び当該申請に係るスズメバチ等の巣の駆除を行う前に、当該スズメバチ等の巣がある現地において、町長による当該スズメバチ等の巣の態様についての確認を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、三芳町スズメバチ等駆除費補助金交付申請書兼報告書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) スズメバチ等の巣の駆除に要した費用についての領収証の写し

(2) 駆除前のスズメバチ等の巣の写真

(3) 駆除後のスズメバチ等の巣の写真及びスズメバチ等の巣があった場所の写真（前号に掲げる写真を撮影した場所と同じ場所から撮影したものに限り。）

(4) スズメバチ等の巣の位置図

(5) その他町長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、前項第1号に掲げる領収証の発行の日から起算して30日を経過する日までとする。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、三芳町スズメバチ等駆除費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第9条 前条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付を請求するときは、三芳町スズメバチ等駆除費補助金交付請求書(第3号様式)により、町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を行った者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、スズメバチ等の巣の駆除に要する費用の補助に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月13日から施行する。